

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第八号

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成二十八年六月奈良県規則第九号）の一部を次のように改正する。

題名中「県税の」の下に「課税免除及び」を加える。

第一条中「地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改め、同条第二項第三号中「不動産取得税不均一課税申請書」を「不動産取得税課税免除及び不均一課税申請書」に改め、同項第四号中「固定資産税不均一課税申請書」を「固定資産税課税免除及び不均一課税申請書」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改める。

第三号様式中「不動産取得税不均一課税申請書」を「課税免除申請書不動産取得税不均一課税

」及び「地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「地方活力向上

地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」及び「課税免除申請書とおり

不動産取得税の課税免除を~~とおり~~。  
不均一課税」

第四号様式中「固定資産税不均一課税申請書」を「課税免除申請書固定資産税不均一課税

」及び「地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「地方活力向上地域に

における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」を「とおり」を「とおり固定資産税の課税免除を」とし、「のうち」を「のうち課税免除又は」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。